

## 税源移譲による影響 モデルケース

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

なお、これらのモデルケースは、一定の条件下での負担増減の概算を示すもので、年齢や控除などの状況によって税額は変わります。また、定率減税の廃止などの、他の改正による影響は除いています。

### 【ケース1】 給与所得者で、扶養家族がない場合

給与収入	税源移譲前			税源移譲後			負担増減額
	住民税 (所得割)	所得税	計	住民税 (所得割)	所得税	計	
300万円	64,500	124,000	188,500	62,000	126,500	188,500	0
500万円	163,000	258,000	421,000	260,500	160,500	421,000	0
700万円	307,000	474,000	781,000	404,500	376,500	781,000	0
1,000万円	553,000	966,000	1,519,000	650,500	868,500	1,519,000	0

### 【ケース2】 給与所得者で、夫婦 + 子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前			税源移譲後			負担増減額
	住民税 (所得割)	所得税	計	住民税 (所得割)	所得税	計	
300万円	9,000	0	9,000	9,000	0	9,000	0
500万円	76,000	119,000	195,000	135,500	59,500	195,000	0
700万円	196,000	263,000	459,000	293,500	165,500	459,000	0
1,000万円	442,000	688,000	1,130,000	539,500	590,500	1,130,000	0

【ケース2】の場合、控除対象配偶者、扶養親族、特定扶養親族がいるものとして試算しています。扶養家族の年齢などによって、税額は変わります。